

川崎市児童扶養手当等障害判定医設置要綱

(平成15年3月31日14川健児第960号)

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号、以下「法」という。）に基づく児童扶養手当の認定及び川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）に基づく助成の決定に関し、父、母又は児童が障害の状態にある場合、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号、以下「政令」という。）で定める程度の状態を審査するために判定する医師（以下「判定医」という。）を設置することを目的とする。

(判定医の委嘱)

第2条 判定医は、障害の状態の判定の経験を有する内科医、外科医及び精神科医のうちから市長が委嘱するものとする。

2 委嘱の期間は、当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。

(内容)

第3条 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号、以下「省令」という。）第1条に規定する児童扶養手当の認定請求時、省令第2条に規定する額改定請求時並びに省令第4条の2に規定する障害の状態の届出として、法第3条第1項に該当するものとして児童の、若しくは法第4条第1項第1号ハに該当するものとして父又は母の障害の認定診断書が提出された場合における障害の状態の判定

2 ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成4年川崎市規則第17号、以下「規則」という。）第10条に規定する医療証交付申請時に、規則第2条第1項に該当するものとして児童の、若しくは規則第4条に該当するものとして父又は母の障害の認定診断書が提出された場合における障害の状態の判定

3 前2項の障害の判定の結果、期間を定めて児童扶養手当又は医療費助成の受給資格を認定した場合、当該期間終了時に父、母又は児童の障害の認定診断書が提出された場合における障害の状態の再判定

(審査に対する謝礼)

第4条 1回あたりの謝礼の額は、16,000円とする。ただし、本市職員には支給しない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。